

令和6年度

伊勢崎市立坂東小学校



学校通信

ばんどうたろう

坂東太郎



第 30号

令和6年11月22日(金)発行

校長 関根 崇史

## 児童のみなさんへ～「万引き」について考える

11月14日(木)に群馬県警スクールサポーターの方を講師にお招きして、3年生を対象とした「万引き防止教室」が行われました。「万引き」は、お客さんがお店で商品を盗むことを意味する言葉です。お店からすると、万引きをしに来た人はお客さんではありませんから、正しくは「お客さんのふりをした人」です。万引きは「泥棒(どろぼう)」です。窃盗(せつとう)罪という犯罪になり、大人であれば10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

万引きがいけないことだというのは、誰もが分かっています。けれども、友達に「これ万引きしちゃおうよ」と誘われたら、「やらないと一緒に遊ばないよ」と言われたら、「今、お店の人が近くにいないし、大丈夫かも」と思ってしまったら、分かっている、きちんとした正しい判断ができるでしょうか？

万引きをする人は、たかが消しゴム一つ、お菓子一つぐらいと軽く考えているのかもしれませんが。しかし、万引きをくり返すうちに、ほしいという気持ちをおさえられなくなり、さらに回数が増えていきます。そしてやがては、やって良いこと・悪いことの区別がつかなくなっていくのです。そのため、万引きは非行や犯罪への入り口だと言われます。

テレビのニュースなどで、最近「闇(やみ)バイト」などという言葉を目にする機会が多くなりました。「闇バイト」とは、犯罪に手を貸すことによりお金を受け取るアルバイトのことです。こういった行為に加わってしまう人は、万引きのような小さな犯罪に手を染めたことから始まり、徐々にエスカレートしていく中で、正しい判断ができなくなってしまった人です。悪いと分かっている、物やお金がほしいという誘惑に勝てなくなってしまった人だとも言えます。

「ダメなものはダメ」、どん状況の中でも「No(ノー)」といえる勇気をもってください。「万引きくらい…」などと思えば、絶対にいけません。それが、大きな犯罪へとつながる転落の入り口です。一時的な物ほしさのために、一生を台無しにすることになってもいいのですか？ よく考え、正しい行動が選択できる人であってほしいと思っています。



### 【保護者の皆様へ】

万引きは初発型非行と呼ばれ、非行や犯罪へつながる危険性があります。初発型非行は最初の指導が大切で、万引きという行為の罪の意識を自覚させ、自分の行為に対する反省を十分にさせることが必要となります。万引きの事実をきちんと把握し、問題点に気付かせ、対処の仕方を子供自身にも考えさせます。「軽い気持ちだった」「スリルがあるから」「ほんのでき心だった」「自分だけではない」というような気持ちを変えさなければなりません。

被害者への謝罪と物品の返却や代金の支払いなど、保護者が同行して誠意をもって謝罪している姿を見せることによって、万引きをしたことがいかに重大なことであったかを、心から理解することができます。ところが、保護者が「店の商品管理が悪い」「誘った友達が悪い」「遊び半分でやったこと」「でき心だ」というような対応をしてしまうと、子供は反省するどころか、たまたま運が悪かっただけと考えてしまいます。つまり、保護者がどう対応するかが、その後の子供の行動に大きく影響するのです。また、保護者として子供への関わり方に問題がなかったかを振り返ることも重要です。お小遣いの与え方、お金の管理の仕方はもちろんのこと、気安く友達を泊めたり泊められたりというのを許していなかったかなど、規範意識の低下を招くようなことがなかったかを見直す機会としてください。

判断力の未熟さゆえに、間違えることがあるのが子供です。非行や犯罪の入り口に向かおうとしている子供を、正しい道へと導いていってあげるのが私たち大人の役割だということを忘れず、学校と家庭が連携・協力をして、未来ある子供たちをしっかりと見守っていきましょう。